

香川県共助の社会づくり懇談会設置要綱

(目的)

第1条 香川県における共助の社会づくりの推進を図るため、香川県共助の社会づくり懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、前条の目的を達成するため、共助の社会づくりの推進に関する次に掲げる事項について検討する。

- (1) 共助の社会づくりの推進プランの策定に関すること
- (2) 推進プランの実行体制・方策に関すること
- (3) 推進プランの計画期間終了後のあり方に関すること
- (4) その他共助の社会づくりの推進に関すること

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) コミュニティ・市民生活団体、ボランティア・NPO団体、企業・産業団体、教育、行政、報道関係者
- (3) 香川県共助の社会づくり懇談会委員公募要綱に基づく公募委員
- (4) その他知事が適当と認めるもの

(会長)

第4条 懇談会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 特別の課題を検討するため、懇談会にワーキンググループ（以下「WG」という）を置くことができる。

2 WGの構成員は、検討課題ごとに懇談会の会議において委員のうちからこれを選任する。

3 WGに座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

4 WGの会議は座長が招集し、座長が議長となる。

5 WGの検討結果は、座長がこれを懇談会の会議に報告する。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総務部県民活動・男女共同参画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月29日から施行する。